

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年8月27日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年 7月31日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：総社秋元公歴史まつり実行委員会】</p> <p>【監査対象所属：文化国際課】</p> <p>1 市の関わりと負担額の算定について（要望事項）</p> <p>総社秋元公歴史まつりに対する負担金において、負担金事業は、市と事業参加団体が互いに応分の負担をしながら事業を実施していくもので、市は事業主体として事業の実施に関して直接責任を有しているはずであるが、同まつりの実行委員会の構成員には事務局員として携わる総社市民サービスセンター職員以外の市職員は見られないことや、まつりにおける市の立場は後援であることを踏まえると、市の関わりは薄く、事業主体であるとは言い難い状況となっている。</p> <p>また、負担額については、市や事業参加団体がそれぞれの役割の程度に応じて適正に負担することが必要であるが、市の負担額は事業補助金として交付していた額を踏襲したもので、算定の根拠は不明確である。</p> <p>事業を共同で実施する費用の分担なのか、当該事業に対する補助又は寄附なのかを明確にして市の関わり方を再検討するとともに、実行委員会はまつりのない年も継続して活動していることや多額の繰越金があることを踏まえながら、適正な負担額の算定について検討されたい。</p>	<p>まず、繰越金については、7月24日に総社公民館において総社秋元公歴史まつり実行委員会総会が開催され、「平成30年度収支予算」が可決され、「繰越金について」は秋元基金への積立が可決されたところである。秋元基金は、同実行委員会が所有する大将鎧（3領）、当世具足（20領）、子ども鎧（15領）、合計38領の鎧の修繕費に充てる基金である。同まつりのメインイベントである武者行列を今後も続けていくためには、鎧の修繕費が必要となることから、秋元基金に積立てたものである。今後は、鎧の修繕状況の把握にも努めていきたい。</p> <p>次に、平成2年に始まった総社秋元公歴史まつりについては、市として平成27年度まで補助金という形で応援してきた。平成29年度については、総社秋元公歴史まつり実行委員会の事務局が総社公民館（総社市民サービスセンター）に置かれていることから、市の事業としての係わりが強いという財政課協議での判断により、負担金として予算計上されることになった経緯がある。</p> <p>来年度以降、総社秋元公歴史まつり実行委員会への予算を伴う支援の要請に対しては、これまで同様「他団体負担金」としての精査を行っていきたい。</p> <p>また、7月24日に開催された総社秋元公歴史まつり実行委員会総会において、文化国際課職員が同実行委員会のメンバーとなることが決定したため、共催者という立場でかわっていく。</p> <p>最後に、平成29年度予算に計上された「他団体負担金2,000,000円の算定根拠について」は、観光振興課において予算要求を行う段階で同実行委員会から提出された平成27年度同まつり決算報告書や次回の支出調書をもとに事業補助金としての精査が行われてきたものである。その後、同まつりが歴史文化イ</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
	<p>ベントであるとの位置づけから、文化国際課予算への組み替えが行われる際に、前述した理由により「他団体負担金」として予算計上された経緯がある。</p> <p>来年度以降、総社秋元公歴史まつり実行委員会への予算措置については、「他団体負担金」としての精査を行い予算要求に結びつけていきたい。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年 7月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋東部商工会】</p> <p>【監査対象所属：にぎわい商業課】</p> <p>1 交付要項及び審査の見直しについて（要望事項）</p> <p>前橋東部商工会運営補助金の実績報告書において、補助事業者から提出された収入支出決算書には補助金の充当先の記載があるが、交付要項の対象経費で、その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費として補助金を充当しているものが見受けられ、補助金の対象経費であるか不明確なものとなっていた。また、支出科目の設定や内訳の記載が不十分なものが見受けられた。さらに、補助対象経費には適さない慶弔費等の経費にも補助金を充当している状況が見受けられた。</p> <p>交付要項に、経常的な支出が見込まれる経費で補助対象と認められる経費について明記し、また、補助対象経費に適さない経費については例示して、実績報告書の審査段階で、補助金が適切に充当活用されていることを確認するとともに、補助事業者に対して、補助対象経費か否かの判断に資する実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるように努められたい。</p>	<p>交付要項については、経常的な支出が見込まれる経費の中で、対象と認められる経費を明記するとともに、補助対象経費に適さない経費についても、具体的な経費を明記するよう改善することと決定した。</p> <p>また、審査については、補助対象経費の詳細を実績報告書に記載するほか、正副担当によるダブルチェックを徹底するなど、審査・指導体制を整えるよう改善することと決定した。</p>